

平成27年12月14日

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 河野 龍二

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：平成27年12月7日～8日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
69	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
72	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
73	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
74	平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	全会一致 可決

## 議案第69号「長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

平成27年12月7日

出席委員 河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中悟

説明員 松浦生活福祉部長 森川健康保険課長 ほか関係職員

### 提案理由の説明

国民健康保険特別会計の現状は非常に逼迫した厳しい状況が続いている。被保険者は、年齢構成が高く、医療費水準も高くなっており、雇用情勢の回復で、被用者保険への加入者がふえたことと、高齢化により、後期高齢者保険へ移行する方が増加し、加入者も減少していることから、現状の税率での調定額も毎年減り続けている。

平成28年度と29年度の収支については、単年度平均で約6,500万円の不足が生じてくると試算をしている。平成23年度で皆無となった基金については、平成24年度以降積み立てを行っているが、現時点で3,350万円であり、基金取り崩しによる運用も不可能となっている。

国保財政の状況を踏まえ、五つの項目を基本において税率改定の検討を行い、税率の見直しを行うものとして、長与町国民健康保険運営協議会へ諮問をし、承認を得たところである。

第2条第2項から第4項までは、課税項目の資産割額を削る。第3条から第5条の2については、基本医療分の改正で、所得割の率を6.5%から7.9%に改める。

第4条は資産割を削除。第5条は、被保険者均等割額を、2万1,200円から2万3,000円に、第5条の2は、世帯平等割額について、第1号では一般世帯を2万800円から2万1,800円に、第2号は、特定世帯の金額で、第1号の2分の1の額となり、第3号は、特定継続世帯の額で、第1項の額の4分の3となる。

第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金分で、第6条は、所得割の率を2.0%から2.1%に改める。第7条は資産割を削除。

第7条の3は、世帯平等割額で、医療分と同じように、第1項は、一般世帯で、5,600円を5,700円に改め、第2号は、特定世帯で、第1号の2分の1の額、第3号は、特定継続世帯で、第1項の4分の3となる。

第8条から第9条の3は、介護納付金で、第8条は所得割の率を2.2%から2.4%に改め、第9条は資産割の率の規定を削除。

第9条の2は、被保険者均等割額を8,700円から8,900円に、第9条の3は、世帯平等割額で、4,900円から5,500円に改める。

第21条の第1号は、7割軽減、同条第2号は、5割軽減、同条第3号は、2割軽減の関係となり、均等割額、平等割額の軽減額を改めたものである。

附則では、第1項に施行期日を、施行期日は平成28年4月1日からとしている。

### 主な質疑

質疑 平成 27 年度中に改定された自治体があるようだが、保険税の引き下げが行われた自治体があるのか。

答弁 下がった自治体はない。

質疑 28 年・29 年の 2 カ年分を見越して引き上げとの提案で、6, 500 万円ほど必要とのことだが、改定による増収額はいくらになるのか。

答弁 平均増加額で、1 万 1 千円になり、トータルで 5, 900 万円。6, 500 万円は軽減世帯の軽減をする前の金額である。

質疑 資産割の廃止による減額分は、どこに割り当てられているのか。

答弁 資産割は、応能割にかかる税だったので所得割を増やす形になっている。

質疑 資産割の廃止の理由を詳しく説明してほしい。

答弁 資産割には町内に資産がある方のみ、課税されており、他の自治体に資産があるときには課税できなく不平等である。また、資産での不動産収入がある世帯では、所得割に課税している。

質疑 資産割の税額はどれくらいだったか。

答弁 医療分で 920 万円。支援分で 230 万円。介護分で 140 万円となっている。

質疑 税率改定を長崎県の審査委員会はどう評価しているのか。

答弁 税率改定に対し、県の評価があるわけではないが、助言指導としてこれまでこの税率でよくやってこられたと、驚かされている。

質疑 今後も税率があがる可能性があるのか。

答弁 医療費が一人あたり 2%伸びている。給付費は、被保険者の減少により 1.5%と試算している。その他、後期高齢者医療や介護保険の伸びを勘案すると、今後も医療費の増加が見込まれる。

30 年度以降は、国保を都道府県単位で運営をし、国の財政支援もあるとのことだが、どのような形になるのか、まだ解らないので、今のところ見通しはたたない。

質疑 30 年度以降は、県の運営になるので、極端に上がるのではないか。

答弁 担当課もそれを一番危惧している。県が統一保険税になると、長与町の保険税は急激に上昇する恐れがある。保険税の決め方が来年 1 月くらいに決定すると言われてるので、注視していきたい。

質疑 不足額が 6, 500 万円、増額分は 5, 900 万円との説明だが、差額はどうなるのか。

答弁 6, 500 万円は軽減世帯の軽減がされる前の額で、軽減をされると 5, 900 万円の額となる。差額は、軽減額を保健基盤安定負担金で補うことができる。

質疑 今回の提案で 5 つの問題をとらえて提案し、その中に法定外繰入はしないとの理由が説明されているが、全国では数多く法定外繰入を行っている自治体がある。

負担軽減を図るためにも法定外繰入をおこなうべきではないか。

答弁 人口 42, 000 人に対し、国保被保険者は 9, 400 人で推移している。22%の加入であり、他の町民は他の医療保険の負担をしている。平等性を考えれば補填はできない。

質疑 国保の所得に対する負担率と他の健康保険に対する負担率はどうなっているか。

答弁 国保は10.3%ぐらい。協会けんぽが7.6%。健保組合が5.6%となっている。

質疑 資料では、低所得者層の滞納が圧倒的に多い。今回の改定は、滞納者を増やす要になるのではいか。

答弁 確かに懸念はある。今回の改定は低所得者に負担がかからないように配慮した。滞納が増えないよう、相談員などの協力も得ながら取り組んでいきたい。以上のような質疑が行われた。

全会一致で可決。

議案第72号「平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

平成27年12月7日

出席委員 河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中悟

説明員 松浦生活福祉部長 森川健康保険課長ほか関係職員

提案理由の説明

歳入歳出それぞれ3,396万円を追加して、補正後の予算の総額を歳入歳それぞれ50億906万3,000円とする。

歳入は、9款繰入金、一般会計繰入金は、額の確定。保険基盤安定繰入金のうち、保険税軽減分については、54万6,000円の増。

今年度から公費拡充がなされた保険税支援分等が、3,355万8,000円の増となっている。

歳出については3款、後期高齢者支援金、4款前期高齢者交付金、6款介護納付金について、27年度の負担額が確定し当初予算からの、過不足分を計上。

償還金及び還付加算金は、平成26年度の実績による国の医療用給付費負担金の額が確定し、過大交付であったために、返還金が生じ2,648万5,000円を計上している。

12款予備費については、歳入で超過する額702万6,000円を増額することで、収支の調整を行った。

主な質疑

質疑 保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、これまでと違って収納額に対し算定だったのが、税の総額に対して支援分があるということで、どれくらい増えるものなのか。

答弁 医療分は、26年度が1人当たりの平均保険税収納額が、5万6,100円で、27年度、1人当たり算定額になると、6万7,645円、1万1,545円の増。

後期高齢者支援金分は、26年度が1万6,395円、27年度が1万9,897円となり、3,502円の増。

介護分は、26年度が2万221円で、27年度が2万6,486円なので、6,265円の増となっている。

質疑 28、29年度も同じ、安定繰入金があると思うが、繰入金の時期は、やはりこの時期になるのか。

答弁 算定をするのが、10月20日現在の被保険者で、計算をするようになっている。法律等が変わらなければ、この時期で変わらないと思う。

質疑 財政安定化支援事業繰入金の減額なぜか。

答弁 算定される係数というのが、決まっており、基準になるのが、保険料の負担能力となり、軽減世帯の割合数に応じて交付される額である。

また区域内病院の、病床数の関係で、それだけ医療費がかかるという基準で、病床数過剰分として算定される分。

年齢構成の差分で、高齢者の割合での算定になる。

長与町は、保険料の負担能力分、軽減世帯が多いという部分での、交付がない。長与町で対象となっているのは、年齢構成の差分で65歳以上が多いという形での交付が受けられている額が、948万3,000円となっている。国全体の額が1,000億円ということになっているので、この係数が毎年変り、今回の分についてはこの年齢構成の差分の割り当てが減り、減額になっていると判断している。

以上のような質疑が行われた。

全会一致可決

議案第73号平「成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算、  
(第1号)」

平成27年12月8日

出席委員 河野龍二 分部和宏 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中悟

説明員 森建設部長 松邨都市整備課長ほか関係職員

提案理由の説明

歳入では、一般会計繰入金の276万2,000円の減額は、一般会計8款5項2目土地  
区画整28節、繰出金の減額に伴うもので、退職手当等の減額に伴うものである。

繰越金の627万3,000円は、平成26年度の実質収支による、繰越金827万3,000  
0のうち、当初予算にて200万円を計上しているため、その差額627万3,000円を  
計上。

高田南地区保留地処分金の342万2,000円は、道ノ尾駅前の28街区3、28街区  
4の保留地で合計面積は36.67平米、合計金額は、342万3,000円で、既定予算1,  
000円を差し引いての計上。

歳出では、職員手当等の276万3,000円の減額は、支出見込額の減額に伴うもので  
ある。委託料では、平成26年度実質収支分を単独事業費として充当するものである。

一般会計繰出金342万3,000円は、高田南地区保留地処分金を、一般会計へ繰り出  
すものである。

#### 主な質疑

質疑 処分金の342万2,000円は、合計36.67平方メートルと、面積が小さいがど  
ういう形の利用をされるのか。

答弁 道ノ尾駅前の換地割の中で造成工事にあたり、三角地になるが地権者に購入の有無  
を確認し、保留地として売却している。利用は地権者の判断。

質疑 道ノ尾駅前にまだ未処分保留地があるのか。

答弁 過小宅地救済の保留地はある。

質疑 保留地処分の一般公募の基準はあるのか。

答弁 最低165平方メートルを優良宅地としての基準はあるが、住宅地になりうる保留地  
は一般公募をおこなう。

質疑 100平方メートルでも十分住宅が建設できる場合があると思うがどうか。

答弁 住宅が十分に建設できる場合は公募を行っている。165平方メートルはあくまでも基  
準。

質疑 区画整理地内の保留地は、どれくらい残っているのか。

答弁 保留地全体で177件あり、残りは77件。面積は34,000平方メートルがある。

質疑 保留地処分金を一般会計に戻しているがなぜか。

答弁 一般会計から、事業費など繰り入れがあり、その起債などの償還にあてるため、

今回は財務課と協議し、繰り出している。

質疑 事業が遅れている中、少なくとも事業費に回して、工事を進めるべきではなかったのか。

答弁 今回の保留地処分金で事業の進捗が改善されるような金額ではない。

起債の償還など、一般会計から繰り入れが行われているので、今回はこのような処分をした。

以上の質疑が行われた。

全会一致で可決。

議案第74号「平成27年度長与町下水道事業補正予算（第1号）」

平成27年12月8日

出席委員 河野龍二 分部和宏 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦 竹中悟

説明委員 古賀水道局長 道端水道局理事ほか関係職員

提案理由の説明

第2条収益的収入及び支出の支出で、第1款下水道事業費用を125万1,000円の増額補正を行い、費用総額を9億7,139万9,000円とし、人事異動に伴う、職員給与費の増額によるものである。

第3条資本的収入及び支出の支出で第1款、資本的支出では13万4,000円を増額支出総額を4億1,480万9,000円とし、職員給与費の増額によるものである。

第4条、予算第9条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、職員給与費を138万5,000円増額し、7,119万3,000円とした。

主な質疑

質疑 職員の平均年齢は、一般企業と比べても平均的水準か。

答弁 企業の平均年齢は把握していない。現在平均年齢が下がったのは、4月に若い職員が増えたのが原因。

質疑 給与の級別職員数は、人事異動の際に計画的に配置されるのか。

答弁 級別に職員数が当てはめるような状況はない。各級は達成すべき資質、能力に応じて定められる。

以上の質疑が行われた。

全会一致で可決。